

チューリップ町村薬局

- 1 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
- 2 当薬局は、どの保険医療機関の処方せんでも応じます。
- 3 生活保護法、難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法(指定小児慢性特定疾病)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(精神通院医療、更生医療、育成医療)、労働者災害補償保険法、在宅患者訪問薬剤管理指導、居宅療養管理指導(介護保険)、麻薬小売業者等の指定を受けています。
- 4 患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。記録は電子化され、データセンター(外部保存)に保管されます。
- 5 処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して服薬指導等を行います。
- 6 開局時間内または開局時間を延長し、処方せんを受け付けた場合には、夜間・休日等加算を算定しています。
 - ① 平日19時以降
 - ② 土曜日13時以降
 - ③ 年末年始(12/29~1/3。ただし日曜日・祝日を除く)
- 7 災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保しています。
- 8 当薬局では、患者に必要な医薬品を確保するため、薬局間の医薬品の融通、地域の医療機関との情報共有などに努めております。

以下の事項について、地方厚生局に届出受理され加算を算定しています。

調剤基本料3イ	薬局の基本的な調剤に関する体制を整えています。
後発医薬品調剤体制加算2	後発医薬品の使用を積極的に行う体制を備えています。
在宅薬学総合体制整備加算1	在宅業務に対応するために必要な体制を整え、積極的に在宅業務を行います。
薬剤服用歴管理指導料の4 情報通信機器を用いた服薬指導	情報通信機器を用いた服薬指導を行います。
在宅中心静脈栄養法加算	在宅で中心静脈栄養法を受ける患者に対し、在宅での療法状況に応じた管理や指導を行います。
連携強化加算	災害や新興感染症の発生時などにおける医療品供給や衛生管理など、必要な対応ができる体制をととのえています。
医療DX推進体制整備加算	医療DX(オンライン資格確認・電子処方箋・電子カルテ共有など)に対応できる体制をそなえています。
医療情報取得加算	オンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・利用し、患者に適切に説明することにより、質の高い医療の提供に努めています。

開局時間	月火水金曜日	09:00~12:30	14:30~18:00
	木土曜日	09:00~12:00	
休局日	日曜日・祝日・お盆・年末年始		

〒930-0952 富山市町村2-33
TEL (076)493-6353
FAX (076)493-6352

「調剤明細書」発行について

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から平成28年4月1日より一部負担金の無い方にも個別の調剤報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行いたします。

ご不明な点につきましては
薬局スタッフにおたずねください。

チューリップ調剤株式会社



許可番号 第 富局0204 号

薬 局 開 設 許 可 証

氏 名 チューリップ調剤株式会社

(法人にあつては、名称)

薬 局 の 名 称 チューリップ町村薬局

薬 局 の 所 在 地 富山市町村二丁目33

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和4年12月8日

富山市保健所長 瀧波 賢治



有 効 期 間 令和 5年 1月24日 から
令和11年 1月23日 まで

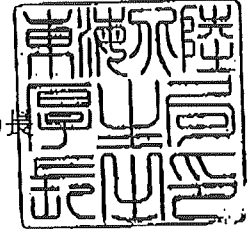
注意 この許可証は薬局の見やすい場所に必ず掲示すること。

更新

東海厚発0329第31号
令和 3年 3月29日

チューリップ町村薬局
開設者 殿

東海北陸厚生局長



調剤基本料1の受理について（通知）

貴医療機関から届出のあった標記については、下記のとおり受理したので通知します。

記

- 1 受理番号 (調基1) 第534号
- 2 受付年月日 令和 3年 3月18日
- 3 算定開始年月日 令和 3年 4月 1日
- 4 内 訳 等

(照会先) 東海北陸厚生局富山事務所 076-439-6570

東海厚発0705第34号
令和6年7月5日

930-0952
富山市町村2丁目33

チューリップ町村薬局
チューリップ調剤株式会社
代表取締役 阿部 治 様

東海北陸厚生局長
(公印省略)

連携強化加算の受理について (通知)

貴医療機関から届出のあった標記については、下記のとおり受理したので通知します。

記

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 受理番号 | (薬連強) 第455号 |
| 2 受付年月日 | 令和6年6月28日 |
| 3 算定開始年月日 | 令和6年7月1日 |
| 4 内 訳 等 | |

(照会先) 東海北陸厚生局富山事務所 076-439-6570

東海厚生発0516第26号
令和 7年 5月16日

930-0952
富山市町村2丁目33

チューリップ町村薬局
チューリップ調剤株式会社
代表取締役 阿部 治 様

東海北陸厚生局長
(公印省略)

後発医薬品調剤体制加算2の受理について (通知)

貴医療機関から届出のあった標記については、下記のとおり受理したので通知します。

記

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 受理番号 | (後発調2)第1245号 |
| 2 受付年月日 | 令和 7年 5月 1日 |
| 3 算定開始年月日 | 令和 7年 5月 1日 |
| 4 内 訳 等 | |

(照会先) 東海北陸厚生局富山事務所 076-439-6570

東海厚発0618第8号
令和 6年 6月18日

930-0952
富山市町村2丁目33

チューリップ町村薬局
チューリップ調剤株式会社
代表取締役 阿部 治 様

東海北陸厚生局長
(公印省略)

在宅薬学総合体制加算1の受理について(通知)

貴医療機関から届出のあった標記については、下記のとおり受理したので通知します。

記

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 受理番号 | (在薬総1)第8号 |
| 2 受付年月日 | 令和 6年 5月30日 |
| 3 算定開始年月日 | 令和 6年 6月 1日 |
| 4 内 訳 等 | |

(照会先) 東海北陸厚生局富山事務所 076-439-6570

東海厚発0314第11号
令和 6年 3月14日

930-0952
富山市町村2丁目33

チューリップ町村薬局
チューリップ調剤株式会社
代表取締役 阿部 治 様

東海北陸厚生局長
(公印省略)

特定薬剤管理指導加算2の受理について(通知)

貴医療機関から届出のあった標記については、下記のとおり受理したので通知します。

記

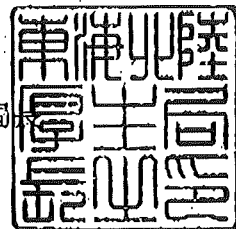
- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 受 理 番 号 | (特薬管2) 第201号 |
| 2 | 受 付 年 月 日 | 令和 6年 2月28日 |
| 3 | 算定開始年月日 | 令和 6年 3月 1日 |
| 4 | 内 訳 等 | |

(照会先) 東海北陸厚生局富山事務所 076-439-6570

東海厚発0419第11号
令和 4年 4月19日

930-0952
富山市町村2丁目33

チューリップ町村薬局
チューリップ調剤株式会社
代表取締役 阿部 治 様



東海北陸厚生局

在宅中心静脈栄養法加算の受理について (通知)

貴医療機関から届出のあった標記については、下記のとおり受理したので通知します。

記

- 1 受理番号 (在中栄) 第12号
- 2 受付年月日 令和 4年 4月11日
- 3 算定開始年月日 令和 4年 4月 1日
- 4 内 訳 等

(照会先) 東海北陸厚生局富山事務所 076-439-6570

東海厚発0415第8号
令和 7年 4月15日

930-0952
富山市町村2丁目33

チューリップ町村薬局
チューリップ調剤株式会社
代表取締役 阿部 治 様

東海北陸厚生局長
(公印省略)

医療DX推進体制整備加算の受理について (通知)

貴医療機関から届出のあった標記については、下記のとおり受理したので通知します。

記

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 受理番号 | (薬DX) 第10号 |
| 2 受付年月日 | 令和 7年 3月17日 |
| 3 算定開始年月日 | 令和 7年 4月 1日 |
| 4 内 訳 等 | |

(照会先) 東海北陸厚生局富山事務所 076-439-6570

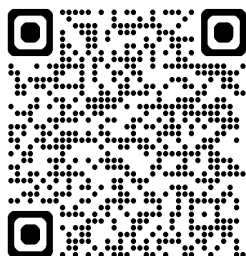
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



居宅療養管理指導(介護予防含む)実施のご案内

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導 及び 介護予防居宅療養管理指導

薬剤師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とは、要介護または要支援認定を受けた患者様がお薬を安心して安全に使用していただく為、医師の指示のもとに行う訪問サービスです。

薬剤師がご自宅や施設を訪問し、あらかじめ策定した薬学的管理指導計画に基づき、薬学的な管理指導（効果の確認・使用上の注意の説明・副作用など身体への影響の継続の確認・管理のサポート等）を本人や家族、施設スタッフ等に対して行い、関係職種への必要な報告を行います。

2. 営業日及び営業時間

月火水金曜日	09:00～12:30	14:30～18:00
木土曜日	09:00～12:00	

休局日 日曜日・祝日・お盆・年末年始

(※注) 緊急時は上記の時間に限りません

3. 利用料金 (1割負担の場合)

①基本部分

単一建物居住者が1人の場合	518円
単一建物居住者が2～9人の場合	379円
単一建物居住者が10人以上の場合	342円

※月4回まで

※厚生労働大臣が定める疾患の方の場合2回/週かつ月8回まで

情報通信機器を用いて行う場合(月1回)	46円
---------------------	-----

②加算部分

麻薬管理指導加算	100円/回
医療用麻薬持続注射療法加算	250円/回
在宅中心静脈栄養法加算	150円/回
特別地域加算	上記基本部分の15%
中山間地域等における小規模事業所加算	上記基本部分の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	上記基本部分の5%

※情報通信機器を用いた場合を除く

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条 指定居宅療養管理指導事業者が行う居宅療養管理指導の業務の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

- 2 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- 2 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療および福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - 1 保険薬局であること。
 - 2 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - 3 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - 4 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。

(従業者の職種、員数)

第3条

1 従業者について

- 1 居宅療養管理指導に従事する薬剤師を配置する。
- 2 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- 3 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2 管理者について

常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条 薬剤師の行う居宅療養管理指導の提供にあたっては、医師および歯科医師の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

- 2 訪問等により行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医へ報告し、介護支援専門員へ情報提供する。また、必要に応じ他のサービス事業者へ情報提供する。

(営業日および営業時間)

第5条 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された開局日、開局時間とする。但し、業務、利用者の関連において、やむを得ず時間外、開局日外に実施することもある。

- 2 利用者には、開局時間外の連絡先を提示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の実施地域は、薬局のある中学校校区とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第7条 薬剤師の行う居宅療養管理指導の内容は、以下のとおりとする。

- ・ 処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・ 薬剤服用歴の管理
- ・ 薬剤等の居宅への配送
- ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・ 薬剤の重複服用、相互作用等の回避
- ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・ 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・ 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料については介護報酬の公示上の額とする。

- 2 利用料については、居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者または家族等に居宅療養管理指導のサービス提供に係わる重要事項説明書および契約書により説明し同意を得、居宅療養管理指導契約書により契約を交わしておく。
- 3 居宅療養管理指導に要した交通費は、無料とする。
- 4 利用者に対して、1回の利用料については減額または免除することは不可とする。なお、交通費については減額または免除を可能とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第10条 指定居宅療養管理指導事業者は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修会の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
 - 5 この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は開設者と調整の上定めるものとする。

本規程は平成30年6月1日から施行する。